

第 2 章

令和 2 年度電波の利用状況調査の概要

第1節 調査概要

(1) 調査対象

714MHz以下の周波数帯を対象として調査を実施した。

(2) 調査基準日

令和2年4月1日を基準として実施した。

(3) 調査事項及び調査方法

調査省令第5条に基づき、免許を受けた無線局、登録を受けた無線局並びに免許及び登録を要しない無線局に係る調査（以下、「通常調査」という）を実施した。

免許を受けた無線局に係る調査については、電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理及び同法第26条の2第6項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集（携帯無線通信等を除く。）により実施した。

また、登録を受けた無線局に係る調査については、登録人の数及び登録局の数に関して、電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理により実施した。

714MHz以下の周波数帯を使用する無線局の調査事項等

（調査省令第5条関係）

調査事項	調査方法
① 免許人の数 ② 無線局の数 ③ 無線局の目的及び用途 ④ 無線設備の使用技術	電波法第103条の2第4項第2号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
⑤ 無線局の具体的な使用実態 ⑥ 他の電気通信手段への代替可能性 ⑦ 電波を有効利用するための計画 ⑧ 使用周波数の移行計画	電波法第26条の2第6項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集

注 包括免許の無線局については、電波法第103条の2第5項に規定する開設無線局数のみを調査事項とし、調査省令第5条第2項第1号に規定する方法により実施した。

さらに、電波の利用状況調査等に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第 5 条の 2 に関する告示に基づき、下記の 4 システムの重点調査を実施した。

重点調査の対象となる電波利用システム

（調査省令第 5 条の 2 関係）

電波利用システム名
公共ブロードバンド(基地局・携帯基地局)
公共ブロードバンド(陸上移動局、携帯局)
マリンホーン(携帯基地局)350MHz
アナログ地域振興 MCA(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz

免許及び登録を要しない無線局に係る調査については、次に掲げる区別ごとに、それぞれの欄に示す調査事項及び調査方法により実施した。

免許及び登録を要しない無線局の調査事項等（調査省令第 5 条関係）

1 区 別	2 調 査 事 項	3 調 査 方 法
電波法第 38 条の 6 第 1 項の技術基準適合証明を受けた無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第 38 条の 6 第 2 項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第 38 条の 24 第 1 項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 19 条第 1 項第 4 号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第 38 条の 29 において準用する同法第 38 条の 20 第 1 項に基づき同法第 38 条の 24 第 1 項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第 3 項において準用する同法第 38 条の 6 第 2 項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第 38 条の 31 第 1 項の技術基準適合証明に係る無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	電波法第 38 条の 31 第 4 項において準用する同法第 38 条の 6 第 2 項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理

1 区 別	2 調 査 事 項	3 調 査 方 法
電波法第 38 条の 31 第 5 項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 35 条第 1 項第 4 号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	電波法第 38 条の 31 第 6 項において準用する同法第 38 条の 20 第 1 項の規定に基づき同法第 38 条の 31 第 5 項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び同条第 6 項において準用する同法第 38 条の 6 第 2 項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理
電波法第 38 条の 33 第 1 項の確認に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 40 条第 1 項第 4 号に規定する検査を行った特別特定無線設備の数量	電波法第 38 条の 38 において準用する同法第 38 条の 20 第 1 項に基づき同法第 38 条の 33 第 4 項の届出業者に対して報告を求める事項の整理
特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 33 条第 2 項の工事設計認証に係る無線設備	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 33 条第 2 項の規定により法第 38 条の 25 第 2 項の規定が適用される場合における特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 19 条第 1 項第 4 号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 33 条第 2 項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理

注 「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 2 条第 1 項に定める特定無線設備又は同条第 2 項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、一の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、2 以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。

(4) 調査の評価

電波法第 26 条の 2 第 3 項に規定するとおり、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価した。

令和 2 年度通常調査の評価に当たっては、714MHz 以下の周波数帯を 5 に区分し、各周波数区分に属する電波利用システムの電波の利用状況を基に、各周波数区分の評価を行った（第 2 節を参照）。

令和 2 年度重点調査の評価に当たっては、重点調査対象システムごとの電波の利用状況を、各評価指標（時間・エリア・周波数帯幅・技術・運用管理取組・社会的貢献性）に従って評価を行った。

(5) 評価結果の公表

電波法第 26 条の 2 第 4 項に規定するとおり、利用状況調査及び評価の結果をインターネットの利用により公表するほか、総務省総合通信基盤局及び総合通信局において公衆の閲覧に供する。

(6) 調査等のスケジュール

令和 2 年 6 月 総務省より免許人に調査票を送付

令和 2 年 9 月 調査票を回収

令和 2 年 10 月～令和 3 年 4 月 調査票の集計、分析及び評価を実施

令和 3 年 5 月 調査結果の公表

令和 3 年 5 月～令和 3 年 6 月 評価結果（案）について意見募集を実施

令和 3 年 7 月 評価結果（案）の意見募集の結果の公表

電波監理審議会に評価結果（案）を諮問

評価結果を公表

第2節 評価方法

- (1) 令和2年度調査の評価に当たっては、対象周波数帯（714MHz以下の周波数帯）を5に区分し、それぞれの周波数区分ごとに評価を行う。
- (2) 各周波数区分の評価に当たっては、各区分の周波数の電波を使用している電波利用システムの電波の利用状況を基に評価を行う。令和2年度調査では、総計約415万局の無線局を337の電波利用システムに割り当てており、これらの電波利用システムの評価を行っている。なお、各周波数区分における電波利用システムの割当状況は、調査基準日（令和2年4月1日）時点のものを記載している。
- (3) 令和2年度の評価に際し、平成29年度及び平成26年度に実施した電波の利用状況調査（714MHz以下の周波数帯）との経年比較を行う場合、平成29年度及び平成26年度の免許人数及び無線局数のデータは以下のように集計している。

	集計方法
平成29年度データ	令和2年度に再集計
平成26年度データ	令和2年度に再集計

- (4) 令和2年度調査における集計方法は以下の通りである。

第3章は、各総合通信局における周波数区分ごとの評価結果を掲載し、第4章は全国における周波数区分ごとの評価結果を掲載している。さらに、第4章については、後述の通り、第1節にて帯域全体の評価結果、第2節で通常調査の評価結果、第3節で重点調査の評価結果を掲載している。したがって、第3章と、第4章第2節は共通の評価項目となっている。

図表注釈のうち、原則第3章及び第4章で共通のものを下表にまとめる。なお、共通注釈が当てはまらない場合や、個別の図表に必要な注釈は各図表の下部に記載する。

分類	共通注釈内容
有効回答数	調査票に回答した 免許人数/無線局数 を示す。
図表中の割合の算出	調査票に回答した 免許人数/無線局数 に基づき算出している。
複数の無線局を保有しているシステム	複数の無線局を保有している場合、一部の無線局でも対策を実施していれば該当する全ての選択肢を回答している。
表の網掛け	各選択肢の中で調査票に回答した免許人数の割合が最も大きい値を示す。
0.0%表示	0.05%未満については、0.0%と表示している。
0.00%表示	0.005%未満については、0.00%と表示している。

(ア) 第3章 各総合通信局における周波数区分ごとの評価結果

●第1款

①714MHz以下の周波数を利用する無線局数及び免許人数(※総合通信局別)

前回調査の免許人数及び無線局数と比較するために、総合通信局ごとに714MHz以下の周波数を利用している全電波利用システムの免許人数及び無線局数を、第2款から第6款までの延べ数として集計している。このため、免許人数及び無線局数ともに、第2款から第6款の合計値と一致する(下図参照)。

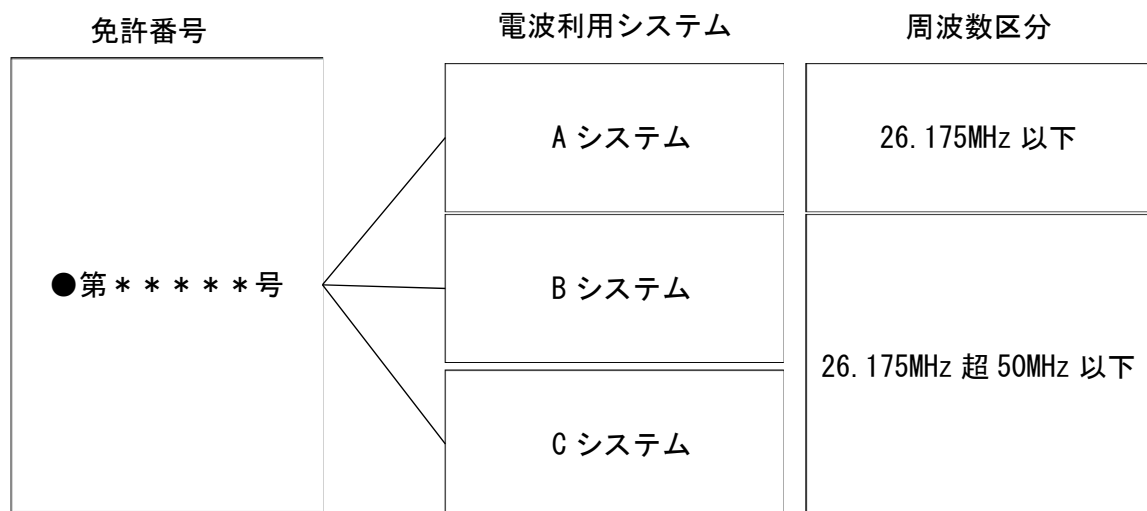
	第3章第●節第2款～第6款の合計値
第3章第●節第1款の無線局数	一致
第3章第●節第1款の免許人数	一致

(注) 第●節は、総合通信局により異なる。

なお、複数の周波数区分・電波利用システムを利用している免許人及び無線局は、それぞれの周波数区分・電波利用システムに計上している。また、同一周波数区分で複数の電波利用システムを利用している免許人及び無線局についても、それぞれの電波利用システムに計上している。

(例) 1免許人が3つの電波利用システムを1無線局として免許を取得している場合

下図の場合、26.175MHz以下の周波数区分に1免許人・1局、26.175MHz超50MHz以下の周波数区分に2免許人・2局と計上している。



②無線局数の推移の総合通信局別比較（※各総合通信局共通）

総合通信局ごとに、第2款～第6款の⑤の無線局の合計値を使用している。なお、複数の周波数区分・電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの周波数区分・電波利用システムに計上している。

③無線局数の割合及び局数の推移の周波数区分別比較（※総合通信局別）

第2款～第6款の⑤の無線局の合計値を使用している。なお、複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムに計上している。

④総合通信局ごとの周波数区分別無線局数の割合比較（※各総合通信局共通）

総合通信局ごとに第2款～第6款の⑤の無線局数の合計値を使用している。なお、複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムに計上している。

●第2款～第6款

⑤電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合（※総合通信局別）

複数の電波利用システムを利用している免許人及び無線局は、それぞれの電波利用システムに計上している。

⑥無線局数の推移の総合通信局別比較（※各総合通信局共通）

複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムの無線局数に計上している。平成29年度及び平成26年度の無線局数の集計方法に関しては、(3)を参照。

⑦総合通信局ごとのシステム別無線局数の割合比較（※総合通信局共通）

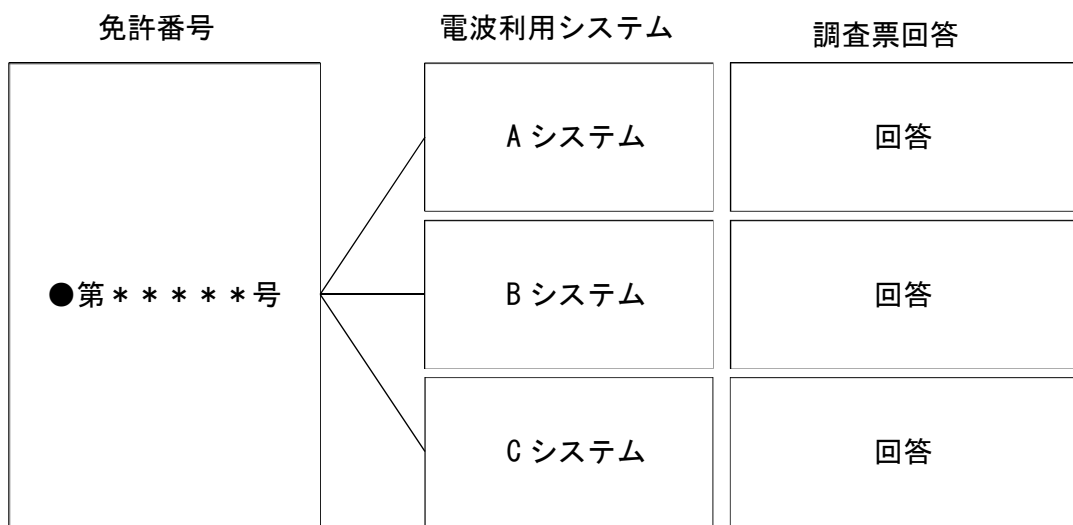
複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムの無線局数に計上している。

⑧無線局数の推移のシステム別比較（※総合通信局別）

複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムの無線局数に計上している。平成 29 年度及び平成 26 年度の無線局数の集計方法に関しては、(3) を参照。

⑨「図表中の割合の算出は、調査票に回答した免許人数に基づき計算している。」と明示している図表（※総合通信局別）

調査票の各設問に回答した免許人数の割合を示したものであり、その無線局数の割合を示すものではない。なお、免許人が、複数の電波利用システムを利用している場合は、それぞれの電波利用システムで 1 回答として重複計上している（下図参照）。



⑩「時間ごとの送信状態」の時間帯別比較、「年間の運用期間」の日数別比較、「運用区域」の区域別比較、災害対策の有無の対策度合別比較、「地震対策を行わない理由」の理由別比較、「津波・河川氾濫等の水害対策を行わない理由」の理由別比較、「火災対策を行わない理由」の理由別比較（※総合通信局別）

調査票による調査を実施した電波利用システムのうち、各総合通信局で免許人が存在する電波利用システムを対象とし、調査票の各設問に回答した免許人数を集計している。なお、免許人が複数の電波利用システムを利用している場合は、それぞれの電波利用システムに計上している。

(イ) 第4章 周波数区分ごとの評価結果

第4章においては、第1節で帯域全体に共通する評価を、第2節で通常調査の評価を、第3節で重点調査の評価を記載する、という構成とする。

●第1節

①714MHz以下の周波数を利用する無線局数及び免許人数

無線局数については、第3章第1節から第11節までのそれぞれの第1款の(ア)①の無線局数の合計値を使用しており、第4章第2節第1款から第5款までの延べ数と一致する。

免許人数については、複数の総合通信局に属している免許人の重複を排除していることから、第4章第2節第1款から第5款までの延べ数とは一致するが、第3章第1節から第11節までの(ア)①の免許人数の合計値とは一致しない(下図参照)。

	第4章第2節第1款 ～第5款の合計値	第3章第1節から第11節までの それぞれの第1款の合計値
第4章第1節(1)の 無線局数	一致	一致
第4章第1節(1)の 免許人数	一致	不一致 (複数の総合通信局に属する 免許人の重複を排除)

なお、複数の周波数区分・電波利用システムを利用している免許人及び無線局は、それぞれの周波数区分・電波利用システムに計上している。また、同一周波数区分で複数の電波利用システムを利用している免許人及び無線局についても、それぞれの電波利用システムに計上している((ア)①参照)。

②無線局数の割合及び局数の推移の周波数区分別比較

周波数区分ごとに、令和2年度は、第4章第2節第1款から第5款までの⑥の無線局数の合計値を使用している。また、平成26年度については平成29年度調査結果上に表示されている平成26年度無線局数を、平成29年度については、令和2年度調査結果上に表示されている平成29年度無線局数の合計値を使用している。なお、免許人が複数の電波利用システムを利用している場合は、それぞれの電波利用システムに計上している。

③総合通信局ごとの周波数区分別無線局数の割合比較

第3章の周波数区分ごとの無線局数の割合の総合通信局別比較のグラフと同一のグラフを掲載している。

●第2節第1款～第5款

④電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合

無線局数については、第3章第1節から第11節までにおけるそれぞれの第2款から第6款までの(ア)⑥の無線局数の合計値を使用している。

免許人数については、複数の総合通信局に属している免許人の重複を排除していることから、第3章第1節から第11節までにおけるそれぞれの第2款から第6款までの(ア)⑥の免許人数の合計値とは一致しない。

⑤無線局数の推移の総合通信局別比較

第3章の無線局数の推移の総合通信局別比較のグラフと同一のグラフを掲載している。

⑥総合通信局ごとのシステム別無線局数の割合比較

第3章のシステムごとの無線局数の割合の総合通信局別比較のグラフと同一のグラフを掲載している。

⑦無線局数の推移のシステム別比較

第3章第1節から第11節までにおけるそれぞれの第2款から第6款までの(ア)⑩の無線局数の合計値を使用している。

⑧「図表中の割合の算出は、調査票に回答した免許人数に基づき計算している。」と明示している図表

調査票の各設問に回答した免許人数の割合を示したものであり、その無線局数の割合を示すものではない。

なお、免許人が、複数の電波利用システムを利用している場合は、それぞれの電波利用システムで1回答として重複計上している((4)⑪参照)

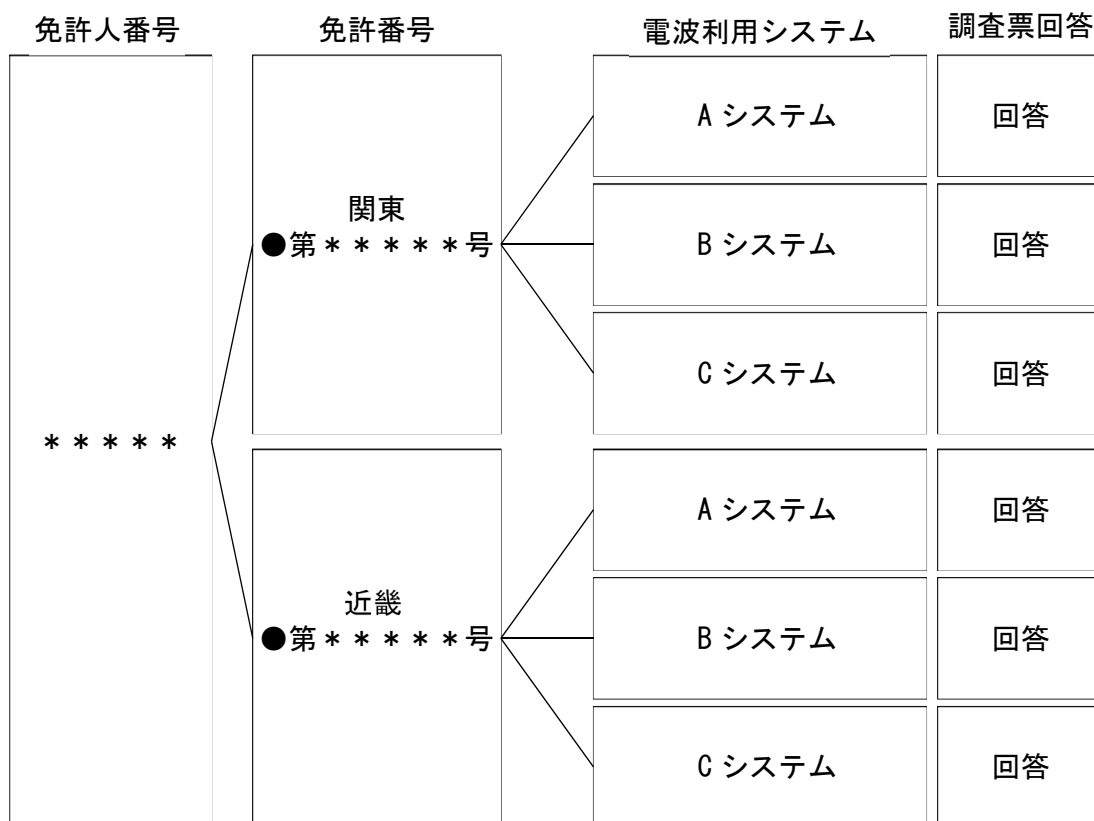
複数の総合通信局に属している免許人の重複を排除していないことから、当該図表に含まれる免許人数は、各設問において、第3章第1節から第11節までの対応する設問に回答した免許人数の合計値と一致する(下図参照)。

	第3章第1節から第11節までの 対応する設問の回答者数の合計値
第4章の各設問に回答した 免許人数	一致 (複数の総合通信局に属する免許人の重複を 排除していない)

なお、重複を排除している(イ)①の場合と、重複を排除しない⑧の場合を例示する。

(例) 1 免許人が複数総合通信局において免許を取得している場合

下図の場合、回答した免許人数は 6 者、①の免許人数は 3 者と計上している。



①の免許人数	⑧の免許人数 (回答者数)
3 免許人	6 免許人

●第3節1款～4款（重点調査）

第3節の各款では、対応する重点調査システム（下図参照）のみについて、集計結果を掲載している。

	電波利用システム名
1款	公共ブロードバンド(基地局・携帯基地局)
2款	公共ブロードバンド(陸上移動局、携帯局)
3款	マリンホーン(携帯基地局)350MHz
4款	アナログ地域振興 MCA(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz

⑨無線局数及び免許人数

重点調査システムについて、当該システムのための集計表を掲載している。

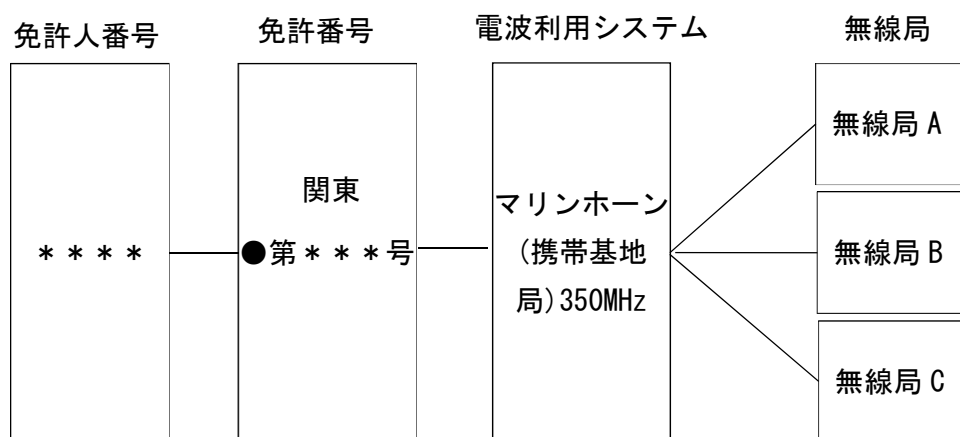
⑩無線局数の推移の総合通信局別比較

重点調査システムについて、当該システムのためのグラフを掲載している。

⑪「電波の発射は常時が否か」の比較、「デジタル方式の導入予定がない理由」の比較、「電波を利用する社会的貢献性」の比較、等

免許人単位回答の調査票設問については、回答した免許人数を集計している。無線局単位回答の調査票設問については、無線局数を集計している。この回答単位の違いを例示する。

(例) 1 免許人が、重点調査システムであるマリンホーン(携帯基地局)350MHz を 3 局保有している場合



免許人単位回答の調査票設問 1 問に対し	1 回答
無線局単位回答の調査票設問 1 問に対し	3 回答 (無線局 A, B, C それぞれについて回答)

(5) 調査周波数帯については、利用状況の特徴を踏まえて 5 つに区分している。各周波数区分に属する電波利用システムは次のとおりである。

周波数区分	電波利用システム
<p>26. 175MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、船舶及び航空機の安全な航行に不可欠な無線通信システムによる使用が主体となっている帯域であり、国際的な周波数プランに従った遠距離通信用の周波数帯となっているため、一元的に評価する。</p>	水防道路用無線(固定局)HF
	非常呼出用 HF
	その他公共業務用無線(固定局)HF
	その他公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)HF
	その他公共業務用無線(陸上移動局・携帯局)HF
	その他一般業務用無線(基地局・携帯基地局)HF
	その他一般業務用無線(陸上移動局・携帯局)HF
	中波放送 MF(放送)
	短波放送 HF(放送)
	アマチュア無線 LF
	アマチュア無線 MF
	アマチュア無線 HF
	標準電波 HF
	路側通信(特別業務の局)MF
	船舶無線(海岸局)HF
	船舶無線(船舶局・特定船舶局)HF
	ラジオ・ブイ(無線標定移動局)HF
	海洋レーダーHF(無線標定陸上局・無線標定移動局)
	気象通報用無線(特別業務の局)HF
	航空無線(航空局)HF
	航空無線(航空機局)HF
航空管制用無線(航空局)HF	
航空機製造修理事業用無線(航空局)HF	
航空機製造修理事業用無線(航空機局)HF	
実験試験局(26. 175MHz 以下)	
その他(26. 175MHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
<p>26. 175MHz 超 50MHz 以下</p> <p>この周波数帯域は、主に小型船舶による船舶通信等の近距離通信システムによる使用が主体となっている帯域であるため、一元的に評価する。</p>	消防用無線(陸上移動局・携帯局)40MHz
	列車無線(陸上移動局・携帯局)27MHz
	無線呼出用無線(無線呼出局)27MHz
	電気通信事業運営用無線(陸上移動局・携帯局)40MHz
	その他公共業務用無線(陸上移動局・携帯局)30MHz
	その他一般業務用無線(基地局・携帯基地局)27MHz
	その他一般業務用無線(陸上移動局・携帯局)27MHz
	放送連絡用無線(基地局・携帯基地局)30MHz
	放送連絡用無線(陸上移動局・携帯局)30MHz
	ラジオマイク用無線(陸上移動局・携帯局)40MHz
	アマチュア無線 28MHz
	電波規正用無線局(特別業務の局)27MHz
	船舶無線(海岸局)27MHz
	船舶無線(海岸局)40MHz
	船舶無線(船舶局・特定船舶局)27MHz
	船舶無線(船舶局・特定船舶局)40MHz
	ラジオ・ブイ(無線標定移動局)40MHz
	海洋レーダーVHF(無線標定陸上局・無線標定移動局)
	魚群探知テレメーター(基地局・携帯基地局)40MHz
	魚群探知テレメーター(陸上移動局・携帯局)40MHz
グライダー練習用無線(陸上移動局・携帯局)27MHz	
実験試験局(26. 175MHz 超 50MHz 以下)	
その他(26. 175MHz 超 50MHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
<p>50MHz 超 222MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、見通し外通信にも使用できる超短波 (VHF) 帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、一元的に評価する。</p>	県防災対策端末系無線 (固定局) 150MHz
	県防災対策端末系無線 (基地局・携帯基地局) 150MHz
	県防災対策端末系無線 (陸上移動局・携帯局) 150MHz
	市町村防災用無線 (固定局) 150MHz
	市町村防災用無線 (基地局・携帯基地局) 150MHz
	市町村防災用無線 (陸上移動局・携帯局) 150MHz
	市町村防災用同報無線 (固定局) 60MHz
	市町村防災用同報デジタル無線 (固定局) 60MHz
	防災テレメーター (固定局) 70MHz
	防災テレメーター (移動系) (基地局・携帯基地局) 70MHz
	防災テレメーター (移動系) (陸上移動局・携帯局) 70MHz
	防災相互波 150MHz
	公共ブロードバンド (基地局、携帯基地局)
	公共ブロードバンド (陸上移動局、携帯局)
	災害対策・水防用無線 (固定局) 60MHz
	災害対策・水防用無線 (基地局・携帯基地局) 60MHz
	災害対策・水防用無線 (陸上移動局・携帯局) 60MHz
	災害対策・水防用無線 (基地局・携帯基地局) 150MHz
	K-λ 無線 (基地局・携帯基地局) 150MHz
	災害対策・水防用無線 (陸上移動局・携帯局) 150MHz
	K-λ 無線 (陸上移動局・携帯局) 150MHz
	その他防災無線 (固定局) 60MHz
	その他防災無線 (基地局・携帯基地局) 60MHz
	その他防災無線 (陸上移動局・携帯局) 60MHz
	その他防災無線 (固定局) 150MHz
	その他防災無線 (基地局・携帯基地局) 150MHz
	その他防災無線 (陸上移動局・携帯局) 150MHz
	消防用無線 (固定局) 60MHz
	気象用無線 (基地局・携帯基地局) 150MHz
	気象用無線 (陸上移動局・携帯局) 150MHz
水防道路用無線 (固定局) 60MHz	
水防道路用無線 (基地局・携帯基地局) 60MHz	
水防道路用無線 (陸上移動局・携帯局) 60MHz	
水防道路用無線 (基地局・携帯基地局) 150MHz	
水防道路用無線 (陸上移動局・携帯局) 150MHz	
水防道路用デジタル無線 (基地局・携帯基地局) 150MHz	

周波数区分	電波利用システム
<p>50MHz 超 222MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、見通し外通信にも使用できる超短波 (VHF) 帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、一元的に評価する。</p>	水防道路用デジタル無線(陸上移動局・携帯局) 150MHz
	道路管理用無線(固定局) 150MHz
	道路管理用無線(基地局・携帯基地局) 150MHz
	道路管理用無線(陸上移動局・携帯局) 150MHz
	ガス事業用無線(固定局) 60MHz
	ガス事業用無線(固定局) 150MHz
	ガス事業用無線(基地局・携帯基地局) 150MHz
	ガス事業用無線(陸上移動局・携帯局) 150MHz
	ガス事業用デジタル無線(固定局) 150MHz
	ガス事業用デジタル無線(基地局・携帯基地局) 150MHz
	ガス事業用デジタル無線(陸上移動局・携帯局) 150MHz
	電気事業用無線(固定局) 60MHz
	電気事業用無線(基地局・携帯基地局) 60MHz
	電気事業用無線(陸上移動局・携帯局) 60MHz
	電気事業用無線(固定局) 150MHz
	電気事業用無線(基地局・携帯基地局) 150MHz
	電気事業用無線(陸上移動局・携帯局) 150MHz
	陸上運輸用無線(固定局) 60MHz
	陸上運輸用無線(基地局・携帯基地局) 60MHz
	陸上運輸用無線(陸上移動局・携帯局) 60MHz
	陸上運輸用無線(固定局) 150MHz
	陸上運輸用無線(基地局・携帯基地局) 150MHz
	陸上運輸用無線(陸上移動局・携帯局) 150MHz
	列車無線(固定局) 60MHz
	アナログ列車無線(固定局) 150MHz
	アナログ列車無線(基地局・携帯基地局) 150MHz
	アナログ列車無線(陸上移動局・携帯局) 150MHz
	デジタル列車無線(固定局) 150MHz
	デジタル列車無線(基地局・携帯基地局) 150MHz
	デジタル列車無線(陸上移動局・携帯局) 150MHz
無線呼出用無線(無線呼出局) 150MHz	
電気通信事業運営用無線(基地局・携帯基地局) 150MHz	
電気通信事業運営用無線(陸上移動局・携帯局) 150MHz	
その他公共業務用無線(固定局) 60MHz	
その他公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局) 60MHz	

周波数区分	電波利用システム
<p>50MHz 超 222MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、見通し外通信にも使用できる超短波 (VHF) 帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、一元的に評価する。</p>	その他公共業務用無線 (陸上移動局・携帯局) 60MHz
	その他公共業務用無線 (陸上移動局・携帯局) 120MHz
	その他公共業務用無線 (固定局) 150MHz
	その他公共業務用無線 (基地局・携帯基地局・陸上移動中継局) 150MHz
	その他公共業務用無線 (陸上移動局・携帯局) 150MHz
	非常警報用無線 (固定局) 60MHz
	テレメーター用無線 (移動系) (基地局・携帯基地局) 70MHz
	テレメーター用無線 (移動系) (陸上移動局・携帯局) 70MHz
	テレメーター用無線 (移動系) (陸上移動局・携帯局) 160MHz
	テレメーター用無線 (固定局) 60MHz、70MHz、150MHz
	同報無線 (固定局) 60MHz
	同報デジタル無線 (固定局) 60MHz
	その他一般業務用無線 (固定局) 60MHz
	その他一般業務用無線 (基地局・携帯基地局) 60MHz
	その他一般業務用無線 (陸上移動局・携帯局) 60MHz
	その他一般業務用無線 (固定局) 150MHz
	その他一般業務用無線 (基地局・携帯基地局) 150MHz
	その他一般業務用無線 (陸上移動局・携帯局) 150MHz
	電気通信業務用無線 (固定局) 60MHz
	電気通信業務用無線 (陸上移動局・携帯局) 60MHz
	FM 放送 VHF (放送)
	FM 多重放送 VHF (放送)
	FM 補完放送 VHF (放送)
	V-Low マルチメディア放送 VHF (放送)
	放送連絡用無線 (固定局) 70MHz
	放送連絡用無線 (基地局・携帯基地局) 70MHz
	放送連絡用無線 (陸上移動局・携帯局) 70MHz
	放送連絡用無線 (固定局) 160MHz
	放送連絡用無線 (基地局・携帯基地局) 160MHz
	放送連絡用無線 (陸上移動局・携帯局) 160MHz
	放送連絡用デジタル無線 (基地局・携帯基地局) 160MHz
	放送連絡用デジタル無線 (陸上移動局・携帯局) 160MHz
	放送中継用無線 (固定局) 60MHz
放送中継用無線 (固定局) 160MHz	
放送中継用デジタル無線 (固定局) 60MHz	

周波数区分	電波利用システム
<p>50MHz 超 222MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、見通し外通信にも使用できる超短波 (VHF) 帯の伝搬特性を利用した、比較的遠距離の移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため、一元的に評価する。</p>	放送中継用デジタル無線 (固定局) 160MHz
	放送素材伝送用無線 (陸上移動局・携帯局) 160MHz
	放送素材伝送用デジタル無線 (陸上移動局・携帯局) 160MHz
	有線テレビジョン放送事業用無線 (基地局・携帯基地局) 160MHz
	有線テレビジョン放送事業用無線 (陸上移動局・携帯局) 160MHz
	簡易無線 150MHz
	デジタル簡易無線 150MHz
	電波規正用無線局 (特別業務の局) 52MHz
	電波規正用無線局 (特別業務の局) 150MHz
	船舶無線 (海岸局) 150MHz
	船舶無線 (船舶局・特定船舶局) 150MHz
	衛星 EPIRB (船舶局・特定船舶局) 120MHz
	衛星 EPIRB (無線航行移動局・遭難自動通報局) 120MHz
	船上通信設備 (船上通信局) 150MHz
	航空無線 (航空局) 120MHz
	航空無線 (航空機局) 120MHz
	航空管制用無線 (航空局) 120MHz
	飛行援助用無線 (航空局) 120MHz
	航空関係事業用 (基地局・携帯基地局) 150MHz
	航空関係事業用 (陸上移動局・携帯局) 150MHz
	航空機製造修理事業用無線 (航空局) 120MHz
	航空機製造修理事業用無線 (航空機局) 120MHz
	航空無線データ通信用無線 (固定局) 120MHz
	航空無線データ通信用無線 (航空局) 120MHz
	航空無線データ通信用無線 (航空機局) 120MHz
	航空保安用無線 (航空管制を除く) (航空局) 120MHz
	飛行場情報等通報用無線 (特別業務の局) 120MHz
	航空機用救命無線 (航空機局) 120MHz
	ILS (無線標識局) 75MHz
	ILS (無線航行陸上局) 110MHz
	VOR (無線航行陸上局) 110MHz
オーブコム (携帯基地地球局) 149MHz (移動衛星)	
オーブコム (携帯移動地球局) 149MHz	
無人移動体画像伝送システム 160MHz	
実験試験局 (50MHz 超 222MHz 以下)	
その他 (50MHz 超 222MHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
222MHz 超 335.4MHz 以下 この周波数帯は、船舶及び航空機の安全な航行に不可欠な無線通信システム、防災用デジタル無線システム及び電気通信業務用ページャーシステムによる使用に限定された帯域であるため、一元的に評価する。	県防災用デジタル無線(固定局)260MHz
	県防災用デジタル無線(基地局・携帯基地局)260MHz
	県防災用デジタル無線(陸上移動局・携帯局)260MHz
	市町村防災用デジタル無線(固定局)260MHz
	市町村防災用デジタル無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)260MHz
	市町村防災用デジタル無線(陸上移動局・携帯局)260MHz
	消防用デジタル無線(固定局)260MHz
	消防用デジタル無線(基地局・携帯基地局)260MHz
	消防用デジタル無線(陸上移動局・携帯局)260MHz
	その他公共業務用無線(固定局)260MHz
	その他公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)260MHz
	その他公共業務用無線(陸上移動局・携帯局)260MHz
	その他一般業務用無線(固定局)250MHz
	電気通信業務用ページャー(無線呼出局)280MHz
	ディファレンシャル GPS(携帯基地局)229MHz
	ディファレンシャル GPS(携帯局)229MHz
	航空無線(航空機局)250MHz
	航空管制用無線(航空局)250MHz
	航空機製造修理事業用無線(航空局)250MHz
	航空機製造修理事業用無線(航空機局)250MHz
	飛行場情報等通報用無線(特別業務の局)250MHz
航空機用救命無線(航空機局)250MHz	
ILS(無線航行陸上局)330MHz	
実験試験局(222MHz 超 335.4MHz 以下)	
その他(222MHz 超 335.4MHz 以下)	

周波数区分	電波利用システム
<p>335.4MHz 超 714MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため一元的に評価する。</p>	県防災対策端末系無線(固定局)400MHz
	県防災対策端末系無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	県防災対策端末系無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	県防災対策端末系デジタル無線(固定局)400MHz
	県防災対策端末系デジタル無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	県防災対策端末系デジタル無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	市町村防災用無線(固定局)400MHz
	市町村防災用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	市町村防災用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	防災テレメーター(固定局)400MHz
	防災テレメーター(移動系)(基地局・携帯基地局)400MHz
	防災テレメーター(移動系)(陸上移動局・携帯局)400MHz
	防災相互波 400MHz
	災害対策・水防用無線(固定局)400MHz
	災害対策・水防用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	災害対策・水防用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	その他防災無線(固定局)400MHz
	その他防災無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	その他防災無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	消防用無線(固定局)400MHz
	消防用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	消防用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	水防道路用無線(固定局)400MHz
	水防道路用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	水防道路用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	K-COSMOS 無線(固定局)400MHz
	K-COSMOS 無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz
	K-COSMOS 無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	道路管理用無線(固定局)400MHz
	道路管理用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	道路管理用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	道路管理用デジタル無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	道路管理用デジタル無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
ガス事業用無線(固定局)400MHz	
ガス事業用無線(基地局・携帯基地局)400MHz	

周波数区分	電波利用システム
<p>335.4MHz 超 714MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため一元的に評価する。</p>	ガス事業用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	電気事業用無線(固定局)400MHz
	電気事業用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	電気事業用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	電気事業用デジタル無線(固定局)400MHz
	電気事業用デジタル無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	電気事業用デジタル無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	陸上運輸用無線(固定局)400MHz
	陸上運輸用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	陸上運輸用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	列車無線(固定局)400MHz
	列車無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz
	列車無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	電気通信事業運営用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	電気通信事業運営用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	固定多重通信用無線(固定局)400MHz
	その他公共業務用無線(固定局)400MHz
	その他公共業務用無線(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz
	その他公共業務用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	タクシー用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	タクシー用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	タクシー用デジタル無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	タクシー用デジタル無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	テレメータ用無線(移動系)(基地局・携帯基地局)400MHz
	テレメータ用無線(移動系)(陸上移動局・携帯局)400MHz
	テレメータ用無線(固定局)400MHz
	アナログ地域振興 MCA(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz
	アナログ地域振興 MCA(陸上移動局・携帯局)400MHz
	デジタル地域振興 MCA(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz
	デジタル地域振興 MCA(陸上移動局・携帯局)400MHz
地域振興波各種業務用無線局(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz	
地域振興波各種業務用無線局(陸上移動局・携帯局)400MHz	

周波数区分	電波利用システム
<p>335.4MHz 超 714MHz 以下</p> <p>この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため一元的に評価する。</p>	その他一般業務用無線(固定局)400MHz
	その他一般業務用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	その他一般業務用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	電気通信業務用移動多重無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	電気通信業務用移動多重無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	電気通信業務用携帯電話エントランス無線(固定局)400MHz
	電気通信業務用空港無線電話通信(陸上移動局・携帯局)400MHz
	電気通信業務用デジタル空港無線電話通信(基地局・携帯基地局・陸上移動中継局)400MHz
	電気通信業務用デジタル空港無線電話通信(陸上移動局・携帯局)400MHz
	エリア放送 UHF(放送)
	デジタル TV 放送 UHF(放送)
	放送連絡用無線(固定局)400MHz
	放送連絡用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	放送連絡用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	デジタル特定ラジオマイク(陸上・放送事業)(陸上移動局・携帯局)WS
	デジタル特定ラジオマイク(陸上・その他)(陸上移動局)WS
	放送波中継用無線(固定局)UHF
	放送素材伝送用無線(基地局・携帯基地局)460MHz
	放送素材伝送用無線(陸上移動局・携帯局)460MHz
	有線テレビジョン放送事業用無線(基地局・携帯基地局)400MHz
	有線テレビジョン放送事業用無線(陸上移動局・携帯局)400MHz
	受信障害対策中継局
	アマチュア無線 435MHz
	電波規正用無線局(特別業務の局)420MHz
	電波規正用無線局(特別業務の局)435MHz
	電波規正用無線局(特別業務の局)450MHz
	簡易無線 350MHz
	デジタル簡易無線 350MHz(登録局)
簡易無線 400MHz	
デジタル簡易無線 460MHz	

周波数区分	電波利用システム
335.4MHz 超 714MHz 以下 この周波数帯は、極超短波(UHF)帯の伝搬特性を利用した、移動通信システム及び放送による使用が主体となっている帯域であるため一元的に評価する。	気象援助用無線 400MHz
	船舶無線(海岸局) 350MHz
	船舶無線(船舶局・特定船舶局) 400MHz
	マリンホーン(携帯基地局) 350MHz
	マリンホーン(携帯局) 350MHz
	衛星 EPIRB(船舶局・特定船舶局) 400MHz
	衛星 EPIRB(無線航行移動局・遭難自動通報局) 400MHz
	船上通信設備(船上通信局) 400MHz
	船上通信設備(船舶局・特定船舶局) 400MHz
	PLB(遭難自動通報局) 400MHz
	航空機用救命無線(航空機局) 400MHz
	航空管制用無線(航空局) 400MHz
	航空関係事業用(基地局・携帯基地局) 400MHz
	航空関係事業用(陸上移動局・携帯局) 400MHz
	航空機製造修理事業用無線(航空局) 400MHz
	航空機製造修理事業用無線(航空機局) 400MHz
	航空レジャー用無線(陸上移動局・携帯局) 400MHz
	DCP400MHz
	アルゴスシステム
	無線呼出用無線(無線呼出局) 400MHz
実験試験局(335.4MHz 超 714MHz 以下)	
その他(335.4MHz 超 714MHz 以下)	